

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税等の徴収及び滞納整理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、地方税等の徴収及び滞納整理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年6月4日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等の徴収及び滞納整理事務
②事務の概要	地方税等の督促及び滞納処分その他の地方税の徴収又は地方税等の調査(犯則事件の調査を含む。) 市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例に基づき、住民に対して公正・公平な徴収事務を行い、また、住民の正しい権利を保障するために、市町村の住民に関する徴収に必要な情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を執行する。 ※納税者が納付した市税等のうち、過誤納付の場合は、当該納付額を還付、納税者からの納付がない場合は、督促を行い、その後滞納処分を執行する。 ①納税者が納付書等による納付を行った場合、市指定金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ②納税者からの納付額が課税額を超過している場合、還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付する。 ③納税者が納期限内に課税額の納付がない場合、納税者に対して督促を行う。 ④督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。 ⑤滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査を行う。
③システムの名称	1. 滞納管理システム 2. 収納管理システム 3. 中間サーバー 4. 庁内連携システム 5. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)滞納管理システムファイル (2)収納管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定個人情報を識別するための番号利用等に関する法律第9条第1項、同法別表2 4、44及び100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター） 024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 税務部収納課 024-924-2101
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の規定に基づき、毎年e ラーニングによる特定個人情報の適正な取扱いに関する研修を実施している。 ・担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月29日	I-5-②所属長	渡邊 寿雄(仲野 武利)	佐藤 誠喜(仲野 武利)	事後	評価書の見直しによる
令和1年6月28日	I-5 ②所属長の役職名	佐藤 誠喜(仲野 武利)	収納課長(国保税収納課長)	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成26年12月19日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成26年12月19日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年12月28日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正のため
令和3年12月28日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年11月24日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年12月28日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年11月24日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年12月28日	全項目評価書中	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正のため
令和3年12月28日	全項目評価書中	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	番号法改正のため
令和7年6月4日	I-1 ②事務の概要	及び高齢者の医療に関する法律	削除	事前	組織改編による事務移管のため
令和7年6月4日	I-1 ③システムの名称	1. 滞納管理システム 2. 後期高齢者医療保険料徴収システム 3. 収納管理システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム 6. 団体内統合宛名システム	1. 滞納管理システム 2. 収納管理システム 3. 中間サーバー 4. 庁内連携システム 5. 団体内統合宛名システム	事前	組織改編による事務移管のため
令和7年6月4日	I-2 特定個人情報ファイル名	(1)滞納管理システムファイル (2)後期高齢者医療保険料徴収システムデータベースファイル (3)収納管理システムファイル	(1)滞納管理システムファイル (2)収納管理システムファイル	事前	組織改編による事務移管のため
令和7年6月4日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16、30、68及び59の項	行政手続における特定個人情報を識別するための番号利用等に関する法律第9条第1項、同法別表24、44及び100の項	事前	番号法改正のため
令和7年6月4日	I-4-② 法令上の根拠	情報照会) ○番号法第19条第8号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市長村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの) (情報提供) ○番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市長村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項)	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項	事前	番号法改正のため
令和7年6月4日	I-5-① 部署	税務部収納課(市民部国保税収納課)	税務部収納課	事前	組織改編による事務移管のため
令和7年6月4日	I-5-②所属長の役職名	収納課長(国保税収納課長)	収納課長	事前	組織改編による事務移管のため
令和7年6月4日	I-8 連絡先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 税務部収納課 024-924-2101 市民部国保税収納課 024-924-2121	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 税務部収納課 024-924-2101	事前	組織改編による事務移管のため
令和7年6月4日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和3年11月24日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	評価見直しによる再計算
令和7年6月4日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和3年11月24日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	評価見直しによる再計算
令和7年6月4日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 8の項目を追加	事前	新様式変更に伴う項目追加